

各法人制度の制度比較(イメージ)

○独立行政法人、国立大学法人、国立研究開発機関(仮称)イメージ及び国立文化施設等(見直しの方向)の制度比較をした場合のイメージは、下表のとおり。

○なお、下表は原則として次により作成したものである。

- ・「独立行政法人」及び「国立研究開発機関(仮称)イメージ」…「研究開発を担う法人の機能強化検討チーム」(第7回、平成22年11月2日)配付資料からの転載
- ・「国立大学法人」…文部科学省 HP 等公表資料からの転載
- ・「国立文化施設等(見直しの方向)」…資料1「これまでの意見の整理(案)」中の「3. 見直しの方向」からの転載(《 》内は資料1の記述箇所)

【1. 法令上の差異】

事項	独立行政法人	国立大学法人	国立研究開発機関(仮称)イメージ	国立文化施設等(見直しの方向)
国による関与・統制	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り排除 ・法人の業務運営における自主性への配慮 ・主務大臣が中期目標を策定 ・法人の長は主務大臣が任命 	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り排除 ・「大学の自治」の尊重(業務運営における自主性への配慮、国立大学における教育研究の特性に常に配慮) ・中期目標の策定に当たって国立大学法人等の意見を聴取 ・学長は大学の申出に基づき文部科学大臣が任命 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合科学技術会議による随時の意見具申 ・主務大臣による研究開発等の確実な実施の確保等のための要求 ・中期目標に対する国立研究開発機関の意見具申 	<p>《3(5)》国立文化施設等については、文化に関する価値を扱うことから、文化芸術振興基本法の理念に照らして、事業運営上の自主性が尊重されなければならない、原則として国の関与は抑制的であるべき。しかし、文化財保護、国際文化交流・研究交流等の国の文化政策等を直接的に担う機関として、緊急性や分野等に応じて特に必要な場合には一定の条件の下で国の関与が必要となる場合もある。その際、法人の長と文部科学大臣がより相互理解を深めることができることが大切。</p> <p>《3(2)イ》目標設定から評価に至る手続について、次のようなサイクルとすることが考えられる。</p> <p>①各法人から中期目標について評価方法や評価指標を含めて意見を聴取</p>
組織統治・ガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の長によるトップダウン経営(ただし、一部の個別法で評議員会等の諮問機関を規定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の長によるトップダウン経営 ・基本的な運営組織 －役員会:学長、理事 －経営協議会:学内代表者と学外有識者 －教育研究評議会:教育研究に関する学内代表者 	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の長によるトップダウン経営(ただし、個別法で合議制の経営が可能) 	<p>《3(5)》法人の長の諮問に応じて法人運営に関する重要事項を審議、助言する評議員会は、多くの法人で裁量により設置され、適切に機能しているため、各法人に共通して設置を法律上課す必要はない。</p>
中期目標期間	3年以上5年以下	6年	10年以下	<p>《3(2)ア》国立文化施設等の展示・公演には、裏付けとなる長期にわたる収集・保管、企画・制作、調査研究等が不可欠であることから、現在5年とされている法人の目標期間をより長期化することが考えられる。例えば目標期間をやや長期化した上で、一定期間経過時点で期間評価を行い、評価結果を十分に次期目標に反映できるようにする。</p>
剰余金の利用規制(目的積立金の経営努力認定)	<ul style="list-style-type: none"> ・主務大臣による承認 ・実務上、以下について経営努力認定 ①運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益から生じた利益 ②中期計画(年度計画)の記載内容に照らして本来行うべき業務を効率的に行ったために費用が減少した場合にはその結果発生したもの ③その他独立行政法人において経営努力によることを立証した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・文部科学大臣による承認 ・実務上、国立大学法人の教育研究の特性から、中期計画に記載された教育研究に係る当該事業年度に行うべき事業を行ったことの立証をもって、原則として剰余金については、経営努力認定を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・資金の利用条件の緩和(大臣承認を廃止し、政令で基準を策定) ①原則として、一定額等を超える自己収入は目的積立金化し、年度に拘らず利用可能に ②契約済未執行・目的積立金等は中期目標期間を跨ぐ繰越を可能に 	<p>《3(4)イ》各法人の努力による増収分をその裁量により年度に縛られない機動的な美術作品等の購入、展示施設の更新等、より法人の活動充実のために活用できなければ、事業仕分け第2弾で求められた「拡充」は不可能であり、目的積立金の承認基準を見直し、各法人で積立てることができるようにすべき。</p>
評価の方針	(法律上の特段の定めなし)	<ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人評価委員会が評価を行うこととし、教育研究に係る評価については、(独)大学評価・学位授与機構の意見を尊重 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合科学技術会議の意見を踏まえた研究開発評価の基本方針(内閣総理大臣策定)に基づく評価 	<p>《3(2)イ》国立文化施設等を国の文化政策等に明確に位置付け、国の文化政策等との連携を図る観点から、文部科学省の設置する第三者の専門の評価機関として、文化審議会等を活用することも検討すべき。その際、国立科学博物館の取扱いについては、対象分野が異なる部分もあることから慎重に検討する必要。</p>
業務の実績に係る評価、評価の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年度及び中期目標期間終了時に評価委員会による評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年度及び中期目標期間終了時に国立大学法人評価委員会による評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・3年毎及び中期目標期間終了時に国立研究開発機関評価委員会による評価 ・毎年度、自己点検評価(個々の研究プロジェクトのサイクルに合わせて簡素化) ・研究開発等評議員会の行う自己評価ピアレビューを考慮 ・外国人評価委員の任用 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年度及び中期目標期間終了時に第三者の専門の評価機関による評価 《3(2)イ》目標設定から評価に至る手続について、次のようなサイクルとすることが考えられる。 ②各法人が自己評価を行い、文部科学省(評価機関)に報告書を提出(報告書は簡素化) ③評価機関が自己評価に基づき各法人と意見交換、改善策を示し次期年度計画、次期目標策定に役立てる ④評価機関はモニタリング、法人との定期的意見交換

【2. 運用上の差異】

事項	独立行政法人	国立大学法人	国立研究開発機関(仮称)イメージ	国立文化施設等(見直しの方向)
自己収入の扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・自己収入を獲得すると、翌年度の運営費交付金が同額分減額 	<ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人運営費交付金の算定に当たっては、学生納付金収入、附属病院収入、雑収入等のみを考慮しており、他の外部資金の増減は運営費交付金に反映されない 	<ul style="list-style-type: none"> ・一定額等を設定し、その額を超える運営費交付金の減額は行わない 	<p>《3(3)イ》法人の努力によって得られた収益が、専ら運営費交付金など国の支出を減らす財源に充てられるのは全独立行政法人共通の問題。特に国立文化施設等においては、国民が直接享受するサービスの改善に向けての財政的なインセンティブが働かないことは大きな問題。経営改善に向けたインセンティブが適切に働こう、各法人の努力によって得られた財源は、各法人の目標達成のための事業や運営に再投資できる仕組みを早急に整えるべき。</p>
基金の設定等	(法律上の特段の定めなし)	(法律上の特段の定めなし)	(特段の定めなし)	<p>《3(4)イ》国立の美術館・博物館の顔となりうる美術作品や文化財等を機動的に購入、維持し、また、展示施設等を更新していくには、随時に使用可能な相当額の資金を各法人において確保しておくことが考えられる。当該資金については、現下の金利情勢等に鑑み、一定の条件下で取崩し可能とし、目的積立金若しくは目的積立金となるべき相当額から一定割合の振替え、国からの出資又は民間からの出捐等により財源を確保し、目標期間を超えて保持可能とする仕組みについて検討する必要がある。この資金を基金として位置付けることも考えられる。</p>